**災害時における要援護難病児者・慢性疾患児の電源確保に関する協定書**

大阪府（以下「甲」という。）と大阪ダイハツ販売株式会社（以下「乙」という。）は、大阪府域において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、人工呼吸器等の電源確保のためのバッテリー充電（以下「バッテリー充電」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大阪府域において災害により停電が発生した場合（以下「災害時」という。）に、要援護難病児者・慢性疾患児とその家族や支援者（以下「対象患者等」という。）から、乙にバッテリー充電の協力要請があった際、乙の所有する電源設備等により電源供給を行うことで対象患者等の緊急避難対策の環境整備を図ることを目的とする。

（対象）

第２条　この協定におけるバッテリー充電の対象は、次に掲げる者とする。

1. 大阪府保健所及び大阪府内の保健所設置市保健所（以下「保健所」という。）が必要と認めた要援護難病児者・慢性疾患児。

（協力内容）

第３条　乙は、対象患者等からバッテリー充電の要請があったときは、可能な範囲で充電に協力するものとする。

1. 対象患者等はあらかじめ保健所から案内された乙の窓口へ電話で連絡する。
2. バッテリー及び必要な充電器等は対象患者等が乙の指定する場所に持ち込み、充電完了後は持ち帰るものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定に基づき、乙が対象患者等の要請により対応したバッテリー充電に要した電気代費用は、乙が負担する。

（責任等）

第５条　乙は、第３条により要請された業務に際し、乙の故意による過失が明らかな場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

（連絡責任者）

第６条　乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、変更が生じた場合には、甲に申し出る。

（運用要領の策定）

第７条　この協定に「災害時における要援護難病児者・慢性疾患児の電源確保に関する運用要領」を定め、協定の運用方法に関し必要な事項を定める。

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た個人情報を、第三者に開示・漏洩してはならない。

２　前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協議）

第９条　この協定に特別の定めがあるもののほか、この協定の実施について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

（協定期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して更に１年間有効とし、その後においてもまた同様とする。ｐｐｐ

（協定の変更及び解除）

第１１条　この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申し出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

（１）相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない。)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

（２）相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

（３）相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

３　前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（疑義等の決定）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙の協議によって決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和７年６月23日

甲：大阪府

　　　　　　　　　　　　　　　代表者：大阪府知事　吉村　洋文

　　　　　　　　　　　　　乙：大阪市福島区福島1丁目4番26号

　　　　　　　　　　　　　　　大阪ダイハツ販売株式会社

代表者：三宮　士郎